正

 許　可　申　請　書

 道 路 占 用 　　 　　　　　　　　　（新規・更新・変更）

 協 議 書

 　　　　　　年　　月　　日

 宝 塚 市 長

 申請者住所

 氏名・名称

 代 表 者

 担 当 者　　氏名

 電話 （ ） 番

 　 許　可　申　請

 道路法第３２・３５条の規定により 　 します。

 　 協 　　　議

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ |  目 的 |  |
| ２ | 　占　用　物　件　の　種　類　及　  び 数　量 |  名 称 |  規　　　　　模 |  数　　　量 |
| 占用 |  |  |  |
|  |  |  |
| 掘削 |  |  |  |
|  |  |  |
| ３ |  占　用　場　所 | 宝塚市 から まで |
| 車道　歩道　法面　その他 |  砂利　ｱｽﾌｧﾙﾄ　ｺﾝｸﾘｰﾄ |  市道 号線 |
| ４ |  占 用 期 間 | 　 年　 　月　 　日から　　 年　　 月　　 日まで　 （　　　日間） |
| ５ |  工 事 期 間 | 　 年　 　月　 　日から　　 年　　 月　　 日まで　 （　　　日間） |
| ６ |  施行責任者　  | 所在地 担当者名事業者名 電話 （　　　） 　 番 |
| ７ |  添　付　書　類 | １ 位置図（見取図）　　２　平面図　　３　断面図　　４　構造図　　５ 設計書及び仕様書　　６　その他 |
| ８ |  復　旧　方　法 | 道路全幅・半幅　　　道路管理者の指示による　　　その他 |
| ９ |  前　回　許　可  | 　　年　　月　　日 宝塚市指令　宝道管第　　　　 号 |
| 10 |  公共基準点の有無 | 　有　・　無 |
|  上記の申請協議について、別紙のとおり条件を付して許可・回答します。 |
| 決裁 |  課　長 |  係　長 |  係　員 |   | 宝塚市指令宝道管第 号　 |
| 合　議 |  | 意見 |     |
| 　受領印 |  　 受領年月日 |
|  |  |

 　　　 副

 　　　　　　道 路 占 用 許 可 書 　　 　　（新規・更新・変更）

 　　年　　月　　日

 宝 塚 市 長

 申請者住所

 氏名・名称

 代 表 者

 担 当 者　　氏名

 電話 （ 　　 ） 番

 下記の申請・協議に対し、別紙のとおり条件を付し、許可・回答します

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ |  目 的 |  |
| ２ | 　占　用　物　件　の　種　類　及　  び 数　量 |  名 称 |  規　　　　　模 |  数　　　量 |
| 占用 |  |  |  |
|  |  |  |
| 掘削 |  |  |  |
|  |  |  |
| ３ |  占　用　場　所 | 宝塚市 から まで |
| 車道　歩道　法面　その他　　砂利　ｱｽﾌｧﾙﾄ　ｺﾝｸﾘｰﾄ　　　市道 号線 |
| ４ |  占 用 期 間 | 　 年　 　月　 　日から　　 年　　 月　　 日まで　 （　　　日間） |
| ５ |  工 事 期 間 | 　 年　 　月　 　日から　　 年　　 月　　 日まで　 （　　　日間） |
| ６ |  施行責任者 | 所在地 担当者名事業者名 電話 （　　　） 　 番 |
| ７ |  添　付　書　類 | １ 位置図（見取図）　　２　平面図　　３　断面図　　４　構造図　　５ 設計書及び仕様書　　６　その他 |
| ８ |  復　旧　方　法 | 道路全幅・半幅　　　道路管理者の指示による　　　その他 |
| ９ |  前　回　許　可 　 | 　　年　　月　　日 　 宝塚市指令　宝道管第　　　　 号 |
| 10 |  公共基準点の有無  | 　有　・　無 |
| 　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に宝塚市長に対して審査請求をするか、又はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に宝塚市を被告として（訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えを当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、提起することができます。　なお、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求及びこの決定の取消しの訴えのいずれもすることができなくなります。　 　 宝塚市指令　宝道管第 　　　　　　　号　 　 　令和　　　年（　　　　年）　　月　　　日 宝塚市長　　森　臨太郎  |